

～令和3年度住宅用省エネルギー設備等設置費補助金のご案内～

(リチウムイオン蓄電池・エネファーム・太陽熱・窓の断熱改修)

1 申請期間

申請開始日：令和3年4月23日（金）～ ※土日祝日は除く

受付時間：8：30～17：00

※補助金の申請総額が予算に達し次第、申請受付が終了となります。

※省エネルギー設備ごとに申請書類一式の提出が必要となります。

2 受付場所

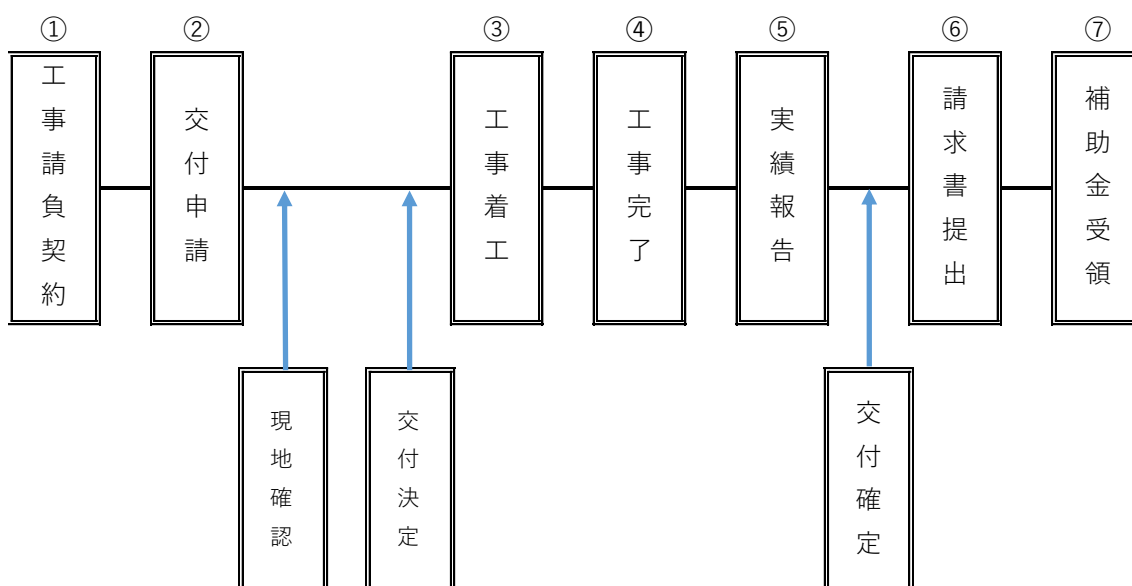
市役所2階 環境保全課 環境政策室

申請方法は、持参・郵送（新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、令和3年5月31日（月）必着分まで郵送受付可とします。なお、6月1日（火）以降は持参のみの受付となります。）

※郵送での受付は、郵送到着日当日の窓口申請受付分後とします。

※実績報告については、郵送での提出が可能です。

3 補助の流れ



4 補助金額について

対象設備	設備の定義	補助金額
定置用 リチウムイオン蓄電システム	太陽光発電設備が既に設置されている、もしくは蓄電システムの設置に併せて太陽光発電設備を設置する住宅で、リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータなどの電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもの	10万円/1設備
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯などに利用できるもの	5万円/1設備
家庭用太陽熱利用システム	集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯や空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもの（集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く）	5万円/1設備
窓の断熱改修	既築住宅の所有者で、1居室※単位で外気に接する全ての窓の改修工事をおこなうもの ※居室とは居住・作業等の目的のために継続的に使用する、壁やドアで仕切られた空間のこと。 ⇒窓の改修以外の改修工事を行う場合には、窓の改修工事のみの見積書が提出できること。	補助対象経費の1/4 （上限8万円 ・ 1,000円未満切り捨て）

5 交付申請について

工事着工日の20日前(土日祝日の場合はその前日)までに、下記の書類を添えて申請してください。

(1)申請時に必要な書類

1	交付申請書(第1号様式) ⇒設備を設置する住宅に複数の所有者がいる場合は、申請者以外の全ての所有者の署名が必要となります。
2	工事請負契約書・見積書の写し ⇒設置経費・工事着工日(完了日)が記載されていること ⇒『申請者＝発注者』であること

3	<p>設備を設置する住宅を申請者が所有していることを証する書類 申請者名義の家屋の固定資産税課税台帳記載事項証明（コピー不可） 申請者名義の建物の登記簿謄本（コピー不可） 等 ⇒住宅の建築完了後間もない場合、申請時に住宅の建築が完了していない場合は、提出することができない為、実績報告時に提出してください。</p>
4	補助対象設備に関する工事内訳書(別紙1)
5	<p>設置設備の仕様が確認できる書類(設備のカタログ)の写し ⇒蓄電システムの場合は、構成する個々の型番とパッケージ型番が記載されている必要があります。</p>
6	設備の設置場所と設置枚数が確認できる図面の写し
7	<p>設備の工事着工前の現況写真(カラー) ⇒設置予定場所、建物全体。窓の断熱改修は足場が取れていること。</p>
8	設備設置場所の地図
9	申請前チェックシート

(2)重要事項

補助対象となる設備

- ①未使用品であること。
- ②関係法令に準拠していること。
- ③補助対象となる各設備の要件について

定置用リチウムイオン蓄電システム
国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の指定を受けているものであること
家庭用燃料電池システム(エネファーム)
国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の指定を受けているものであること
家庭用太陽熱利用システム
一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として、認定を受けたものであること
窓の断熱改修
<p>国が令和元年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されているものであること 1居室(居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間)単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること 補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子供部屋等</p>

対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、
屋内ガレージ等

※例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で
仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含
め、1居室と判断しますので、リビングの窓だけでなく、それらも含めて
断熱改修が必要となります。

網戸・雨戸の費用は補助の対象になりません。

(3)補助の対象者

【蓄電システム】

実績報告書を提出する日までに太陽光発電設備を設置した住宅で、次のい
ずれかに該当する方。

①市内の既築住宅または新築住宅を所有し、市内に居住または居住しよ
うとしている方で、自らが契約した未使用の省エネ設備を設置しよう
としている方。

②未使用の省エネ設備が設置されている市内の建売住宅を購入し、自ら
所有及び居住をしようとする方。

【エネファーム・太陽熱】

市内に既築住宅または新築住宅を所有し、市内に居住または居住しよ
うとしている方で、自らが契約した未使用の省エネ設備を設置しよう
としている方。

または、未使用の省エネ設備が設置されている市内の建売住宅を購入し、
自ら所有及び居住をしようとする方。

【窓の断熱改修】

市内に建築工事が完了した住宅を所有し、自らが契約した断熱窓の改修
工事を行おうとしている方。

【共通】

『申請者＝住宅所有者（建物の登記簿名義(家屋の課税台帳証明名義))
＝設置工事契約者＝請求書名義』になっていること。

※名義の完全一致が原則になります。

認められない例)申請者・工事契約者：夫、課税台帳証明名義・請求書名義：妻
上記の場合、実績報告時4つの名義を統一していないと補助要件を満たさないこと
になり、実績報告をいただいても補助の対象となりませんので注意してください。

①実績報告書を提出する日までに、補助対象設備を設置した住宅に居住
し、本市に住民登録の届出を済ませていること。

②同一住所において、過去に、この制度の同一の設備による市の補助金
を受けていないこと。

6 交付申請の内容に変更や工事の中止が生じた場合

変更とは？⇒申請時と同じ設備ではあるが、異なる型番の物を設置した場合等

『八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書』(第3号様式)の提出が必要になりますので、必ずお問い合わせのうえ、ご確認ください。

7 設置工事の着工について

補助金申請を行った後、2週間程度で交付決定通知書を送付します。通知を受けてから、工事を着工するようにしてください。

なお、申請時の工期が変更となる場合は、変更の届出が必要となりますので、お問い合わせください。

8 実績報告について

全ての設置工事完了日から60日以内、または令和4年2月28日(月)のいずれか早い日までに、下記の書類を提出してください。

※郵送の場合は、令和4年2月28日(月)必着

必要書類

	書類等
1	実績報告書 (第5号様式)
2	領収書の写し 割賦払いで領収証が出ない場合は、販売店が発行する支払い証明書の写しを添付してください。
3	補助対象設備の概要 (別紙2)
4	設備設置が分かる写真 (カラー、撮影日が入っていること) ・建物全体・設備設置場所 (周囲の壁含む・設置した設備・建物での設置箇所が分かるもの・型番や製造番号が分かるもの)
5	保証書の写し お客様名、設置場所、メーカー名、設置設備の品番、引渡し日、保証開始日、事業者名が記載されていること
6	住民票の写し(コピー不可) 設備を設置した住宅における申請者の住民票の写しで発行日から90日以内のもの
7	(※蓄電システムの場合) 太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類の写し

	(太陽光発電設備が既に設置されている場合) 直近の売電明細の写し※売電額が0円でも可 又は電力需給契約変更申込書(電力会社記入欄に記載のあるものに限る。)の写し (蓄電システムの設置に併せて太陽光発電設備を設置した場合) 接続契約のご案内の写し、保証書の写し又は特定契約締結に係る書類の写し
8	遅延理由書 工事が完了した日の翌日から起算して61日以上経過した場合には提出が必要になります。 <u>遅延理由書の提出により、実績報告書の締め切り日(令和4年2月28日)が延長されるわけではありませんのでご注意ください。</u>
9	設備を設置する住宅を申請者が所有していることを証する書類 ①申請者名義の家屋の固定資産税課税台帳記載事項証明(コピー不可) ②申請者名義の建物の登記簿謄本(コピー不可)等 建築時期等の事情により実績報告時に①が提出できない場合には、必ず②を提出するようにしてください。 <u>(申請時に提出済の方は、提出不要です。)</u>
10	八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書(第7号様式) 補助金の振込手続きを円滑に行うため、 <u>申請者名義の通帳の表紙の裏(写し)を添付してください。</u>
11	実績報告チェックシート

9 補助金の支払いについて

実績報告提出後、概ね2週間ほどで交付額確定通知を発行し、ご自宅へ郵送いたします。また、補助金の支払いについては、実績報告後概ね4週間後を予定しています。

10 その他の注意事項

(1)書類の記入について

- ・各種書類については、申請者の方の自署が必要です。また、記入の際は油性の黒のボールペンで記入をしてください。
- ・実績報告書や請求書に使用する印鑑は、申請書に捺印したものと全て同じものを使用してください。
- ・窓口で案内のうえ記入していただきますので、申請書・実績報告書・請求書の右上の日付は空欄にしてください。

(2)複数の省エネルギー設備を申請する場合、設備ごとに交付申請及び実績報告の書類一式を提出する必要があります。

(3)財産の管理・処分の制限について

法定耐用年数を経過するまでは、承認を受けた場合を除き、設備等の譲渡・処分はできません。もし、耐用年数期間内に処分・譲渡をした場合は、補助金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。